

# 令和3年度の固定資産税・都市計画税に軽減措置があります！

申告期限：令和3年2月1日必着

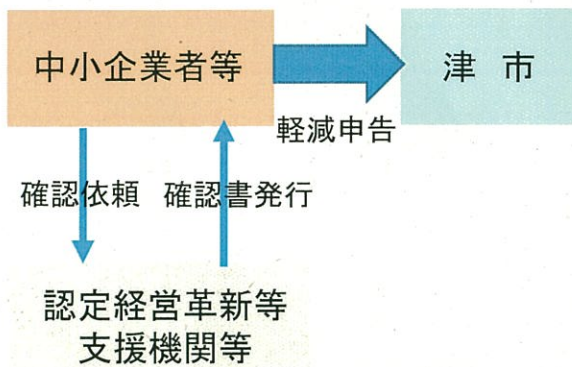
新型コロナウイルス感染症の影響のため、事業収入が一定以上減少している**中小企業者・小規模事業者**の方からの申告により、令和3年度の固定資産税及び都市計画税が軽減されます。

令和2年2月から令和2年10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年同期と比較して

- ① 30%以上50%未満減少している場合  
対象となる固定資産税・都市計画税の2分の1
- ② 50%以上減少している場合  
対象となる固定資産税・都市計画税の全額



## ◆申告の流れ



中小企業者等とは、  
①常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人  
②資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人及び資本又は出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人(大企業の子会社を除く)となります。

## POINT!

- 1 「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の申告書」に必要事項を記入。  
【申告書は市HPよりダウンロードできます。】
- 2 「認定経営革新等支援機関等」による事前確認を受ける。
- 3 「認定経営革新等支援機関等」において確認された後、津市役所資産税課に令和3年度償却資産申告書を添付のうえ、申告してください。【令和3年2月1日必着】

## ◆軽減対象

- 事業用の家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- 事業用の家屋に対する都市計画税

## ◆その他ご留意点

津市への軽減申告の際には、認定経営革新等支援機関等が確認した申告書及び同機関に提出した書類一式をご提出いただく必要があります。

1. 中小事業者等であること
2. 事業収入が一定程度下落していること
3. 事業の用に供している資産であること

問い合わせ



## ◆固定資産税・都市計画税の内容について

津市政策財務部資産税課

TEL:059-229-3132 津市西丸之内23番1号



※詳細については、中小企業庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免を行います」で確認いただけます。なお、津市ホームページにもリンクを貼っております。